

北海道老人福祉施設協議会

新型コロナウイルス感染症に係る助成金及び見舞金給付事業

実施要項

令和2年9月7日制定（令和2年9月7日施行）

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症の被害が拡大する中、本会会員施設において感染が発生した際に、感染拡大を防止するための取り組み等に対して支援を行うため、本事業を実施する。

2. 実施主体

本事業は、北海道老人福祉施設協議会（以下「道老施協」という。）が、道内10ブロックの地区老人福祉施設協議会（以下「ブロック老施協」という。）との連携により実施する。

3. 事業内容

(1) 感染が発生した会員施設への見舞金支給

入所者若しくは職員に感染が発生した会員施設に対して下記の支給要件により見舞金を支給する。

- ・支給対象期間は、北海道内で初めて感染者が確認された令和2年1月28日から令和3年3月末日までとする
- ・申請については遡及する事ができるものとする
- ・支給額は1施設10万円とする
- ・1施設1回限りの支給とする
- ・感染者が何名であっても一律10万円の支給とする
- ・申請については別紙「見舞金支給申請書」によるものとする

(2) 感染が発生した会員施設への助成金支給

入所者若しくは職員に感染が発生した会員施設において、感染拡大を防ぐための取り組み等に対して下記の支給要件により助成金を支給する。なお、同一建物内にある会員施設以外の事業所で感染が発生し、会員施設においても対策等が必要となった場合、これらの経費についても申請できるものとする。

- ・支給対象期間は、北海道内で初めて感染者が確認された令和2年1月28日から令和3年3月末日までとする
- ・申請については遡及する事ができるものとする
- ・支給額は1施設100万円を上限とする
- ・助成対象経費としては、下記の事例が考えられるが、本事業の目的に合致するものであればこれらの事例以外の経費についても、事務局と事前協議の上で申請できるものとする
 - ①施設の消毒費用
 - ②感染対策物品の購入費用
 - ③PCR検査費用
 - ④職員への特別手当
- ・1施設1回限りの支給とする
- ・全国老施協の「広域感染症災害救援事業」による給付金や、国の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業」との重複申請を認める
 （これは、施設内で感染が発生した場合、上記制度の対象経費以外にも目に見えない様々な経費の支出があると考えられる事から、感染による施設経営の悪化や予算不足による感染対策の不備を防ぐため、他の給付事業より支給要件を緩和したものである）
- ・申請については別紙「助成金支給申請書」によるものとする

4. その他

(1) 実施期間の延長について

本事業の目的は先に記載の通りであり、新型コロナウイルス感染症の影響が次年度以降も引き続き懸念される状況であった場合、総会での承認が必要となるが次年度以降も継続して実施する事が考えられる。

(2) 情報の共有について

本事業の支給決定にあたっては、感染状況の確認や地域内での感染症対策、感染対策物品の提供、ブロック老施協独自の見舞金の支給等の関係から、ブロック老施協事務局との情報共有を図るものとする。

【事務局連絡先】

北海道社会福祉協議会 施設支援部施設福祉課内
 担当：戸嶋、菊地
 TEL：011-241-3766
 FAX：011-280-3162